

## 保険法の見直しについて(意見)

金融オンブズネット代表

埼玉大学経済学部非常勤講師

〇 〇〇

100年ぶりの保険法の改正論議の方向性は賛成である。新たな保険、また新しい局面への対応、契約者(消費者)の観点に立っての見直しに向け、さらに充実した議論を期待したい。

保険法の審議、さらにふだん感じていることでお話したい。

### 1. 保険をめぐる法体系の構築を視野に！

- ・保険法(保険契約法)
- ・保険業法(法律、政省令、監督指針)(約款)
- ・金融商品取引法     ・金融商品販売法
- ・消費者契約法など

↓

① 保険法と金融商品取引法を並立させるのか？ 保険法を柱にし、保険業法はそのままの位置づけとするのか、業法は金融商品取引法に一元化していくのか？ 現状は、各規定(とりわけ対消費者への規定)が各法律にばらばらに存在する。

② 文言が専門的すぎる。(たとえば、「危険の増加」「危険の減少」は、保険者から見た文言だが、「契約者の条件の変化」というような文言にならないのだろうか。)

また、保険契約における自らの位置を明確に把握できるよう、なんらかの工夫はできないか。

③ 共済も対象範囲とすることに賛成である。

### 2. 論点

保険契約を消費者の視点から見ると、  
(契約全般の観点から)

#### 1) 広告の規律の必要性

金融商品取引法では「広告」(リーフレット、Web 広告を含む)について、

- ・必要表示事項
- ・誤認を与える表示の禁止

が明確化されたが、保険分野では必ずしも明確ではない。

\* 販売促進資料では、「こんな場合、支払います」の列挙だが、約款を読むと「この場合は、支払いません」の列挙で、落差が非常に大きい。(カルチャーショック)

## 2) 重要事項の説明義務の明確化

- ① 書面(保険証券の記載事項)交付義務にとどまらず、説明義務の規定が必要。説明不足がトラブルの原因となっていることが多々ある。
- ② 保険業法における監督指針では、重要事項として「契約概要」「注意喚起情報」の規定が導入されたが、保険法、あるいは保険業法の条文に規定を置くべきである。
- ③ 約款をわかりやすいもの、契約者(消費者)が容易に理解できるものにする。

## 3) 販売・勧誘ルールの充実

- ① 不実告知、断定的判断の提供の禁止などの行為規制が必要。
- ② 「適合性の原則」の規定が必要ではないか。保険仲立人には「ベストアドバイス義務」が課せられている。討議の対象にもなっていないのはなぜか?  
(保険業法の監督指針に「顧客意向確認書面」が導入されたが、契約者自身が、自己にあった保険かどうかを検証するものになっている)

## 4) クーリングオフ規定の拡充

(保険固有の観点から)

- 1) 契約の解除の効果として、プロ・ラタ主義の導入の是非が論議されたが、「故意」と「重大な過失」にはさほどの差異はないとの見解が示された。実際に、どんな案件があるのか具体的な資料の提出がないため判断しにくい。
- 2) 告知義務、通知義務の規定について
  - ① 保険固有のことがらとして告知義務、通知義務は大きい。まず、その重要性についての消費者への周知を求める。
  - ② 告知義務を自発的申告義務から質問応答義務にしたことは評価。しかし、質問は、契約者が明確に理解し、回答できることに絞るべきである。
  - ③ 告知妨害についての規定の導入は評価。しかし、言った・言わないの争いにならないよう周到な準備が必要。(書面化)
  - ④ 契約を更新する場合の告知義務についても明確化が必要。しかし、いたずらに明確化され、契約者が排除されることのないようにすべきである。
  - ⑤ 通知義務については必ずしも消費者の認知度は高くない。現状で効果を「解除」とするのはいきすぎではないか。

### 3) 契約成立(責任開始)前発病の扱いについて

消費者は、発病していることについての「告知」の重要性は認識しているが、「責任開始前発病」については、明確な理解を持ち得ていない。

「責任開始前発病」とは何か？

a. 糖尿病などのように持病的なものがかかえていて、それが進行しての手足の壊疽、失明はどのような扱いになるのか？

b. 契約時に自覚していなかったが、すでに発病していたような場合、たとえばガンになっていたことが後で判明した場合。(実際のガン保険では、契約後3ヶ月は支払わない旨の規約があるが…)

c. 人間ドックで、「再検査」「観察」の指示まではなかったが、「様子を見ましょう」とは言われていたような場合。(実際、人間ドックに入った場合、なんら問題なしの判断は、1割強にすぎない)

a の糖尿病の罹患を除き(糖尿病自体は告知していることもある)、上記のようなことは、「告知義務」違反にはならないと考えるが、どうか。

「責任開始前発病」を厳格に運用することは、告知義務違反を問うことを拡大していることにならないのか？

議論は尽くしていただきたいが、約款上に「責任開始前発病」の不担保条項の規定を置くことは無効とすべきではないか。

### 4) 生命保険契約(他人を被保険者とする死亡保険契約)における「同意」と「離脱」の規定について

他人を被保険者とする死亡保険契約においては、被保険者の「同意」をとることを原則とすべきである。

また、長い契約期間の間では家族関係も変化する。「被保険者の意思による契約関係からの離脱」を行えるよう認めるべきである。

### 5) 催告の規定について

保険者に対する催告の義務付けの規定については、実際には、契約者に葉書で通知しているとか、契約復活、貸付の手法があることから、見送りと判断しているように見えるが、はたして網羅的、十分なものになっているか。

保険者のミスをおそれることが優先され、契約者のミスが致命傷にならないよう精査していただきたい。

### 6) 解約返戻金について

保険料積立金等の支払として、解約返戻金についての規定が入ったことは評価。

現状では、「契約当初に解約するとほとんど保険料が戻らない」とする説明と、根拠不明の中途解約の定めである、一定の規律を望む。

なお、「保険契約において保険料の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額を考慮する」とあるが、いたずらに広がらないような規律を求める。その金額が妥当かどうかは、透明性をあげて確保し、保険者は説明責任を果たすべきである。

また、保険商品は支払いを受けないまま完了することもある金融商品である。保険法にこうした規定が置かれることで、保険契約全体を通じての保険料が妥当なものかどうか透明性をあげることで確保していただきたい。

#### 7) 超過保険について

「損害保険契約の成立の時以降、保険金額が保険価額を超えていたときは、保険契約者は、保険者に対し、その超えていた金額に相当する保険料の返還を請求することができるものとする。」の考え方に賛成する。

#### 8) 支払い要件の明確化

販売・勧誘時の商品説明については、「契約概要」「注意喚起情報」を通じて説明すべき事項がある程度明確になったが、「支払い要件」の明確化をより図るべきである。

苦情・あっせんにかかわるものは、支払いに関するものが多い、精査すべきである。

現状では、「支払われると思っていたのに、支払われなかった」「2度目は支払ってくれない」「受験生は通院したくてもできない、ひまで、通院できる人が保険金をもらっているのよね」のように、多くの不満が滞留している。とりわけ、実損てん補である損害保険の場合ははなはだしい。納得できない。今回の不払い問題のように、それに支払い時のチェックもれのようなミスも重なっている。

支払い要件として明確化すべきことは何か？ 支払うべき人には支払い、支払うべきでない人には支払わない(モラル・ハザード対策)方策を、消費者の視点を入れるなど工夫して考えていただきたい。

#### 9) 責任保険における保険金からの優先的な被害の回復について

責任保険における被害者の被害回復については、提案どおり「優先的に被害の回復を受けることができるもの」とし、なお検討をすすめていただきたい。

(再び、全体について)

1. 保険は当事者同意の任意を原則とするものの、対消費者向け保険についてはできるだけ(片面的)強行規定にするなど工夫していただきたい。

## 2. 保険法に民事効を入れていただきたい。その際、

### 1) 立証責任の軽減

これまでの判例で見ると、消費者側(契約者)に課せられた損害、因果関係などの立証責任の負担は大きい。保険契約では、契約者は自身の健康情報、リスク情報を持つと言われるが、病院情報などは得ていない。また、保険者の内部状況についても知りえない。

そのうえ、販売・勧誘場面では言った、言わないの争いが多い。こうした状況で、消費者側へ立証責任を嫁すことは酷であり、軽減策を考えるべきである。

### 2) 損害賠償額とは何か

損害賠償額については、「不実告知や断定的判断の提供、不利益事実の不告知等により保障・補償内容を誤認して契約した場合、消費者が誤認した保障・補償内容に相当する額を被った損害とみなす。(『金融消費者のための金融サービス・市場法へ提言』金融オンブズネット 05. 9)」と考えた。保険はリスクに備えて購入する商品である。支払った保険料の返還にとどまるのでは損害賠償にはならないと考える。

\* 代理店(専属、乗合)、募集人など募集、流通からの意見も聴取してみてもどうか。